

## 令和8年度「こだいらチャレンジショップ」事業募集要項

### 1. 事業主体

小平商工会

〒187-0032 東京都小平市小川町 2-1268 TEL 042-344-2311 FAX 042-343-0505

### 2. 採択件数 新規開業者等 5 件程度

### 3. 事業内容 創業に必要な経費の補助 補助率 2/3

### 4. 補助対象経費（複数の経費の選択が可能です。）

- ①備品の購入費（事業に必要な備品 ※消耗品は補助対象外）
- ②借料（事業に必要な備品の賃借料）
- ③広報費（会社案内、商品カタログ、チラシ等の作成費、ポスティング費用）
- ④家賃（会社や店舗などの家賃 ※敷金・礼金等は補助対象外）
- ⑤開発費（新商品の試作品や梱包パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費）
- ⑥外注費（事業に必要な店舗の改装工事など自社で行うことができない業務を第三者に委託・外注するために支払われる費用）

### 5. 補助対象期間 令和8年4月1日から令和9年1月31日

### 6. 補助金額

1 件当たり 最大 60 万円

＊補助適用決定後、支出の確認をもって支払います。

＊補助決定額は、審査の状況等により申請金額を下回る場合があります。

### 7. 応募要件

下記のすべての要件を満たすこと

- ①小売業及びサービス業・建設業・製造業等の他、NPO・コミュニティビジネス関係を含む経営者として独立開業を目指しているか既に独立の経験があり、年齢が18歳以上であること。
- ②既に開業している場合は、事業開始後2年以内（申請締切日より起算）であること。  
＊事業形態の変更（法人成り・法人種別変更等）を行った場合、業態変更前の形態における開業日より通算して2年が経過する場合は対象外とする。
- ③対象事業所の所在が小平市内にあり、その事業所に必要な経費を支払っていること、もしくは支払う見込みがあること。  
＊親会社、子会社、グループ企業等関連会社（資本関係のある会社・役員を兼務している会社等）との契約、及び事業役員、従業員、事業主の家族・親族等との契約・支払いは除く。
- ④既に開業している事業の支店の開設でないこと。
- ⑤申込者が直接経営する事業であること。（他者への委託は不可）
- ⑥小平商工会に未加入の場合、補助決定後に小平商工会に加入できること。
- ⑦補助期間内において家賃や経費の支払確認書類等の提出ができること。
- ⑧補助期間内の経営データの提出ができること。
- ⑨補助事業の実施から1年後に、事業効果等に関する状況報告書を提出できること。

## 8. 応募方法

申請申込書（様式 1）と創業計画書（様式 2）に必要事項を記入の上、商工会へご提出ください。  
なお、提出書類の返却は行いません。

## 9. 必要書類

申請申込書（様式 1）、創業計画書（様式 2）

※既に事業を開始している場合、直近の確定申告書及び決算書

なお、決算期が未到来の場合、または直近決算より 6 ヶ月以上経過している場合のどちらかに当てはまる場合は、直近の試算表

## 10. 募集期間

令和 8 年 8 月 20 日～令和 8 年 10 月 30 日

## 11. 選考方法

①書類選考審査

②個別面談審査（書類選考審査通過者のみ令和 8 年 12 月 3 日（木）に開催いたします。）

※審査の経過・結果に関するお問い合わせには一切応じません。

## 12. 審査加点

小平商工会が主催する創業塾を修了した方は、審査加点があります。

## 13. 補助金申請後の注意事項

申込された情報については下記の事例に限り取り扱いいたします。

①当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析に使用します。

②経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

③小平市への情報提供（申請の実施状況について小平市へ提供する場合があります。）

## 14. 補助金交付決定の取り消し及び補助金の返還

以下のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。補助金交付決定を取り消した場合において、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還していただきます。また、下記の事例の場合には刑事罰が適用される場合もありますので十分注意してください。

①期間中の撤退、及び 1 ヶ月以上にわたる長期休業の場合。

※休業期間中は補助を停止する場合があります。

②申請と異なった事業内容であった場合。

③補助金交付年度内に小平商工会を退会した場合。

④偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

⑤補助金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。

⑥その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは補助助成金交付決定に基づく命令に違反したとき。

⑦その他、申込者の状況を考慮し、小平商工会が打ち切りの決定をした場合。

## 15. 申込先・問合せ

小平商工会

〒187-0032 東京都小平市小川町 2-1268

TEL 042-344-2311 FAX 042-343-0505